

厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）
労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断のより適切な実施に資する研究

産業歯科保健に対する労働安全衛生法に基づく
歯科医師による健康診断の事例収集を伴う調査
（日本産業衛生学会産業歯科保健部会会員）

分担研究報告書(令和4年度)

分担研究者 澁谷智明 東京歯科大学 衛生学講座 非常勤講師
日立製作所京浜地区産業医療統括センタ

研究要旨

本研究の目的は、有害業務に従事する労働者に義務付けられている歯科医師の健康診断の実態を把握し、業務の実態と作業環境管理・作業管理の課題と対策を明らかにすることである。そのため本年度は現状把握のためのアンケート調査を行なった。対象は、日本産業衛生学会歯科保健部会に所属する会員とし、アンケートは2022年11月から2022年12月にかけて同意を得て回収した。その結果、98名の回答者のうち、37名が事業場における有害な業務に従事する労働者に対する歯科医師による歯科特殊健診を担当していた。その事業場で扱っている化学物質は、塩酸49、硝酸40、硫酸39、亜硫酸9、フッ化水素19、その他15であった。また、歯科特殊健診の結果割合の程度を質問したところ、健全72.8%、疑問型（要観察型）23.9%、欠損がエナメル質内にとどまるもの1.9%、欠損が象牙質に達したものの1.0%、欠損が歯髄または歯髄近くまで及んだもの0.3%、歯冠部が大きく欠損したものの0.1%、であった。そして、その事業場の作業現場の職場巡視を行なっている割合は、行っている33、状況により行っている10、行っていない19であった。本アンケート結果から、歯科特殊健診を行っている歯科保健部会員の多くは、労働衛生コンサルタントの資格を持ち、十分な研修を受けた上で長期にわたり、適切に歯科特殊健診を実施しており、作業場の巡視や3管理に関する指導や助言も行っていた。しかしながら他の歯科医師も健診を行い、適切な健診が行われていない場合がある可能性も疑われることから、全国共通の診断基準や健診方法も含めた健診マニュアルなどを早期に作成し、主に歯科医師会を通して周知する必要があると考えられた。また事業場に助言を行っても、それが反映されていないと感じている健診医もいることから、事業場の担当者へ歯科特殊健診と一般歯科健診の違いも含め、十分な教育も必要であると考えられた。

A. 研究目的

有害業務に従事する労働者に義務づけられている歯科医師の健康診断の実態を把握し、業務の実態と作業環境管理・作業管理の課題と対策について事例収集を行い、職場で望まれる歯科口腔疾患の適切な管理方法を示すために、アンケート調査（表1）を実施した。

B. 研究方法

1. 調査の対象者

日本産業衛生学会歯科保健部会（以後、歯科保健部会）に所属する歯科医師会員。

2. 調査の方法

本研究責任者、研究分担者および研究協力者間での話し合いで作成した、質問紙（表1）を郵送することにより実施した。

調査時期は2022年11月から2022年12月である。また、本研究は東京歯科大学倫理審査委員会の承認を得て行なった。

C. 研究結果

98名の会員からの回答を得られた。

【共通票】より

1. 事業場における有害な業務に従事する労働者に対する歯科医師による健康診

断(以降、歯科特殊健診とする)を担当している事業場を持つ者は 37 名 (37.8%) であった (図 1)。その担当している事業場数平均は 3.8 ± 4.7 (平均 \pm SD) であり、中央値は 2 であった。最大値は 25、最小値は 1 で、1 名で複数事業場を担当している場合が多かった。

2. 最も長く歯科特殊健診を実施している事業場は、1972 年から様々であったが、2018 年からの一番多かった(最大値 50 年) (図 2)。

3. 歯科特殊健診と一般の歯科健診を同時に実施することがある 9 名 (24.3%)、ない 27 名 (73.0%) で、多くは歯科特殊健診を単独で実施していた (図 3)。

4. 歯科特殊健診を実施するための研修会を受けたことがあるのは 32 名 (86.5%) であり、多くの歯科医師が健診前に研修会に参加していた。その研修会開催機関は歯科医師会関係 17 (53.1%)、労働衛生研究協議会 15 (46.9%)、産業衛生学会関係 3 (9.4%) で、歯科医師会や労働衛生研究協議会が主催する研修会が多かった (図 4、4-1)。

5. 歯科特殊健診の費用は、事業所やその受診者人数によって様々であったが、受診者一人当たり 5,000 円という回答が多かった (表 2)。

6. 歯科特殊健診を行っている 35 名のうち労働衛生コンサルタントの資格を持っているのは 28 名 (80.0%) で、多くは有資格者であった (図 5)。

7. 何でも相談できる関係の機関としては、都道府県労働局 (はい 11 名、いいえ 21 名)、地域の労働基準監督署 (はい 16 名、いいえ 17 名)、産業保健支援センター (はい 14 名、いいえ 17 名)、保健所 (はい 21 名、いいえ 11 名)、地域の保健センター (はい 15 名、いいえ 16 名)、都道府県歯科医師会 (はい 25 名、いいえ 10 名)、群市区歯科医師会 (はい 25 名、いいえ 8 名) で、各相談窓口の中で都道府県および郡市区歯科医師会が多い傾向にあった (表 3)。

8. 歯科特殊健診の実施場所は、歯科医師が事業場に訪問し、労働者を集団で行うが 31 名 (83.3%)、歯科医院に個別に来てもらうが 13 名 (35.1%)、歯科医院に集団

で来てもらうが 4 名 (10.8%) で、事業所へ訪問する場合が多かった (図 6)。

9. 歯科特殊健診を実施する際に、問診票を用いて行っているのは 32 名であり、用紙として歯科医師会から提供された問診票を使っているのは 10 名、事業場の規定の問診票を使用しているのが 10 名、独自に準備した問診票を使用しているのが 12 名で、統一はされていなかった (図 7)。

10. 歯科特殊健診時に、口腔内写真を撮影しているのは 24 名 (64.9%) で、半分以上の歯科医師が写真撮影を行っていた (図 8)。

11,12. 歯科特殊健診受診者の作業現場の巡視を行なっているのは 19 名 (51.4%) で、半分以上の歯科医師が巡視を行っており (図 9)、その中で事業場の職場管理に反映してもらった事項があるのは 14 名 (37.8%) であった (図 10)。

13. 歯の酸蝕症は、通常の基準で健診を行っているのは 33 名 (89.2%)、表現を一部修正して行なっている 2 名 (5.4%)、別の基準で行なっている 3 名 (8.1%)、で、多くは通常の基準で健診を実施していた (図 11)。

14. 歯科特殊健診を行なった際の結果の割合をどう考えているのかでは、健全 72.8%、疑問型 (要観察) 23.9%、欠損がエナメル質内にとどまるもの 1.9%、欠損が象牙質に達したもの 1.0%、欠損が歯髄または歯髄近くにまで及んだもの 0.3%、歯冠部が大きく欠損したもの 0.1%、で、多くは健全で、一部疑問型も含まれていた (表 4)。

15. 歯科特殊健診を実施する際に気になること、困ったこととしては、1) E0 や E1 と判定できてもそれが職業性であるか食事などが原因であるか、またその両者が影響しているのかの判断が困難、2) 診断基準が歯科医師個人でバラバラなため、全国で標準化された健診票や健診マニュアルが必要などといった意見が出ていた (表 5)。

【個別票より】より

1. 特殊歯科健診の事業場での担当年は 1972 年からであり、2018 年と 2022 年からが一番多く、全体的には増加傾向にあり、最大は 50 年であった (図 12)。

2. その事業場の歯科特殊健診を担当することになった経緯は、歯科医師会から紹介された 21 名(31.3%)、地域の労働関係機関から紹介された 4 名(6.0%)、会社(事業場)から直接依頼があった 27 名(40.3%)、その他 16 名(23.9%)であり、歯科医師会からだけでなく、事業所からの直接依頼も多かった(図 13)。

3. 事業場の従業員数は、平均 578.9±1,065.4 名であり、最大値は 6,000 名、最小値は 4 名、中央値は 185 名で、その規模は様々であった。

4. そのうち、歯科特殊健診の対象者は、平均 39.6±65.9 名、最大 400 名、最小 1 名、中央値 15 名で、こちらも様々であった。

5. 事業場の主な業種では、製造業、半導体製造、製薬会社や研究所などが多かった(表 6)。

6. この事業場で取り扱っている主な有害物質としては、塩酸 49、硝酸 40、硫酸 39、フッ化水素 19、亜硫酸 9、その他 15 という結果で、塩酸が一番扱われていた(図 14)。

7. その有害物質は、洗浄関係(酸洗い等)、金属関係、半導体関係や研究所の業務で扱われていることが多かった(表 7)。

8. 事業場の作業現場の職場巡視を実際に行ったのは、はい 33 名(49.3%)、いいえ 19 名(28.4%)、状況による 10 名(14.9%)であり、状況による場合も含むが、半数以上が巡視を行っていた(図 15)。

9. 作業管理にかかわる事項で事業場の担当者に助言・指導したこととしては、保護具やマスクの使用などが多かった(表 8)。

10. 作業環境管理にかかわる事項で事業場の担当者に助言・指導したこととしては、局所排気といった換気関係が多かった(表 9)。

11. 労働者の健康に関わる事項で事業場の担当者に助言・指導したこととしては、口腔内以外のことも多く含まれていた(表 10)。

12. その他に、事業所での歯科特殊健診に従事して気づいたところとしては、酸蝕および歯科特殊健診に対する事業所側の認識不足などがあげられていた(表 11)。

D. 考察

1. 歯科保健部会員の歯科特殊健診の参加状況と全国共通マニュアル作成の必要性について: 歯科特殊健診に関するアンケート調査で歯科保健部会員 98 名の回答者のうち、37 名が事業場における有害な業務に従事する労働者に対する歯科医師による歯科特殊健診を、長いもので 50 年前から担当していた。その中で多くの会員は労働衛生コンサルタントの資格を有し、歯科医師会や日本労働衛生研究協議会が主催する事前研修も受けており、健診前の準備を十分行っていると考えられた。しかしながら歯科医師会や事業場の担当者からの直接の依頼などで、本会員以外の歯科医師も健診を行うことがある。今回の調査で「健診の診断基準が健診医でバラつきがあり、中には一般歯科健診との違いを理解していない健診医もいるようである」といったこと指摘している会員がいたことから、健診前に十分な研鑽を行わずに健診を行う健診医もいると考えられる。

それに対する対応としては、早期に歯科特殊健診における全国共通の診断基準、健診方法等のマニュアルを作成し、健診票の統一化も行う必要がある。本会員の健診医の多くは複数の事業場を担当しているため、質問票も統一化した方が、健診後の指導が行いやすいと考えられた。また今回の健診医の主な相談先が各地区の歯科医師会であることから、日本歯科医師会から都道府県歯科医師会や郡市区歯科医師会を通して、健診を行う歯科医師に上記に関して周知する必要があると考えられた。なお、歯科特殊健診を行うに当たっては、日本歯科医師会の研修会を必ず受講後に行うなどの措置も必要である。

2. 酸蝕症の程度と歯科特殊健診の必要性について: 健診医の判断として歯科特殊健診の結果割合の程度を質問したところ、健全 72.8%、疑問型(要観察型) 23.9%、欠損がエナメル質内にとどまるもの 1.9%、欠損が象牙質に達したもの 1.0%、欠損が歯髄または歯髄近くまで及んだもの 0.3%、歯冠部が大きく欠損したものの 0.1%、であった。このことから、現状の歯科特殊健診において、E0、E±が多いが、頻度は少ないものの E1～E3 まで確認さ

れることが予想された。もし、E1～ E3の所見を認める歯牙が確認された場合、作業起因性の可能性もあり従業員への作業管理、作業環境管理、健康指導および事業場の担当者への報告などが必要なため、歯科特殊健診の必要性が明らかとなった。また健診を事業場に訪問して集団で行っているためか、作業現場の職場巡視を行なっている割合は70.3%と、多くの事業所で職場巡視も行っていた。このことが巡視後に労働者の「作業環境管理、作業管理および健康管理」に関わる事項について行う上で有効であると考えられた。しかしながら指導を行っても、そのことが職場管理に反映されていると考えていないと考えている場合も多いことから、事業場の担当者へ歯科特殊健診と一般歯科健診の違いも含め、十分な教育も必要であると考えられた。

3. 酸蝕歯発症の原因について: 明らかな酸蝕歯を認めて写真撮影によって記録を残すことができ、また作業場の巡視を行いその状況が把握できても、その酸蝕歯が作業に起因するものか、本人の食生活など生活習慣に起因するものか、また両者が影響を与えている場合でも、その程度や割合がどうであるかなどの判断は現時点においては非常に困難である。そのため今後はその判別のための研究も必要であろう。

E. 結論

本アンケートの結果から、歯科特殊健診を行っている歯科保健部会員の多くは、労

働衛生コンサルタントの資格を持ち、十分な研修を受けた上で長期にわたり、適切に歯科特殊健診を実施しており、作業場の巡視や3管理に関する指導や助言も行っていた。しかしながら他の歯科医師も健診を行い、適切な健診が行われていない場合がある可能性も否定できないことから、全国共通の診断基準や健診方法も含めた健診マニュアルなどを早期に作成し、主に歯科医師会を通して周知する必要があると考えられた。また事業場に助言を行っても、それが反映されていないと感じている健診医もいることから、事業場の担当者へ歯科特殊健診と一般歯科健診の違いも含め、十分な教育も必要であると考えられた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

予定あり

2. 学会発表

予定あり

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

表1. 産業歯科保健に対する労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断の事例収集を伴う調査質問紙

【共通票】

1. 事業場における有害な業務に従事する労働者に対する歯科医師による健康診断（以降、歯科特殊健診とする）を担当している事業場はありますか。

ある場合はいくつありますか？

1) はい 約 () か所

2) いいえ → 回答終了

2. 最も長く歯科特殊健診を実施している事業場は、いつ頃から担当していますか？
（西暦 年 月頃から）

3. 歯科特殊健診と一般の歯科健診を同時に実施することはありますか？

1) ある ()

2) ない

4. 歯科特殊健診を実施するための研修会を受けたことがありますか？

1) ある（歯科医師会関係 ・ 労働衛生研究協議会 ・ 産業衛生学会関係
・ その他：)

2) ない

5. 歯科特殊健診に係る費用をどのように設定していますか？費用の算出方法（例）を記載してください。

（たとえば、受診者ひとりあたりの費用、交通費、報告書作成費などの内訳）

()

6. 労働衛生コンサルタントの資格は持っていますか？

1) はい 2) いいえ

7. あなたは以下の機関と何でも相談できる関係にありますか？

○都道府県労働局 1) はい 2) いいえ

○地域の労働基準監督署 1) はい 2) いいえ

○産業保健総合支援センター 1) はい 2) いいえ

○保健所 1) はい 2) いいえ

○地域の保健センター 1) はい 2) いいえ

○都道府県歯科医師会 1) はい 2) いいえ

○郡市区歯科医師会 1) はい 2) いいえ

8. 歯科特殊健診はどこでどのように実施していますか？（複数回答可）

1) 事業場に訪問し、集団で行う 2) 歯科医院に個別に来てもらう

- 3) 歯科医院に来てもらい、集団で行う
- 4) その他 ()

9. 歯科特殊健診を実施する際、問診票を用いていますか？

- 1) 都道府県歯科医師会から提供された問診票を使用している
- 2) 会社（事業場）の規定の問診票を使用している
- 3) 独自に準備した問診票を使用している
- 4) 特に使用していない
- 5) その他 ()

差し支えなければ、使用している問診票も送付してください。

10. 歯科特殊健診時に、口腔内写真を撮影していますか？

- 1) はい
- 2) いいえ

11. 歯科特殊健診受診者の作業現場の巡視を実際に行っていますか？

行っている場合、どの程度の頻度で行っていますか。

- 1) はい（頻度は：)
- 2) いいえ（理由は：)
- 3) 状況による（具体的に：)

12. 作業現場の巡視により、事業場の職場管理に反映してもらった事項はなにかありますか。

- 1) ある ()
- 2) 特にない

13. 歯の酸蝕症の基準はどのような健診基準で行っていますか？

(公社)日本歯科医師会監修の「歯科医のための産業保健入門第7版」P78に掲載されている「歯の酸蝕症」の基準を参考までに以下に示します。

±	E 0	エナメル質表面の軽度腐食(欠損)あるいは疑問型
第1度	E 1	欠損がエナメル質内にとどまるもの
第2度	E 2	欠損が象牙質に達しているもの
第3度	E 3	欠損が歯髄または歯髄近くにまで及んだもの
第4度	E 4	歯冠部が大きく(またはおよそ2/3以上)欠損したもの

歯の酸蝕症の健診を依頼された場合、以下の診断基準で行っていますか？

異なる基準を使っている場合には、その内容を具体的に書いてください。該当部分の写しを添付いただいてもさしつかえありません。

- 1) この基準のとおり行っている
- 2) この基準の表現を一部修正して行っている ()
- 3) 別の基準で行っている。()

もしもお差し支えなければ実際に使用している酸蝕症の基準も送付してください。

14. 歯科特殊健診を行った際に、以下の割合はどの程度と考えていますか？

合計で 100% になるように記載してください。

酸蝕症の基準			(%)
		健全 (特記事項なし)	
±	E0	疑問型 (要観察型) ・迷ったとき	
第1度	E1	欠損がエナメル質内にとどまるもの	
第2度	E2	欠損が象牙質に達したもの	
第3度	E3	欠損が歯髄または歯髄近くにまで及んだもの	
第4度	E4	歯冠部が大きく (およそ 2/3 以上) 欠損したもの	

15. 歯科特殊健診を実施する際に気になっていること、お困りになっていること、ご意見などがありましたら、自由に記載してください。

()

【個別票】

お手数ですが事業所毎に記載をお願いします。

No 1 No 2 No 3

ここからは特殊健康診断を担当している事業場ごとに回答してください。

3つ以上の事業場の歯科特殊健診を担当している場合には、事業場を3つ選び、それぞれについて回答してください。

*事業場その①～その③まで繰り返し

1. いつからこの事業場の特殊健診を担当していますか？ (西暦 年 月から)

2. この事業場の歯科特殊健診を担当することになった経緯を選んでください。

- 1) 歯科医師会から紹介された
- 2) 地域の労働関係機関から紹介された
- 3) 会社 (事業場) から直接、依頼があった

- 4) その他 ()
3. この事業場の従業員数はどれくらいですか？
() 名程度)
4. そのうち、歯科特殊健診の対象者数はどれくらいですか？
() 名程度)
5. この事業場の主な業種を教えてください。
業種 ()
6. この事業場で取り扱っている主な有害物質を選んでください。(複数回答可)
その他の有害物質がある場合は、物質名の記載をお願いします。
- 1) 塩酸、□2) 硝酸、□3) 硫酸、□4) 亜硫酸、
□5) フッ化水素、□6) その他(具体的に:)
7. その有害物質はどのような業務で使われていますか？
()
8. この事業場の作業現場の職場巡視を実際に行っていますか？
- 1) はい(どのぐらいの頻度:)
□2) いいえ(理由:)
□3) 状況による(具体的に:)
9. 過去に歯科特殊健診の実施後を含め、作業管理に関わる事項について、事業場の担当
に助言、指導したことはありますか？
ある場合には、その内容を具体的に記載してください。
()
10. 過去に歯科特殊健診の実施後を含め、作業環境管理に関わる事項について、事業場の
担当者に助言、指導したことはありますか？
ある場合には、その内容を具体的に記載してください。
()
11. 過去に歯科特殊健診の実施後を含め、労働者の健康に関わる事項について、事業場の
担当者に助言、指導したことはありますか？
ある場合には、その内容を具体的に記載してください。
()
12. この他に、この事業所で歯科特殊健診に従事していて、気が付いたところがあれば、
記載をお願いいたします。

表2. 歯科特殊健診に係る費用をどのように設定していますか

10名までは50000円
1時間あたり14500円、交通費込み
1時診療+代通
1人3000円
1人3000円(すべて込み)
1人4400円
1人5000円
1人5000円、1回に6名以下の場合は30000円+消費税 交通費、報告書作成費を含む
2200円/人、県歯科医師会の健診料金に従っている
3300円(3000円プラス消費税10%合計)
4000円プラス税
医療機関の設定価格を支払っている
企業内歯科診療所の嘱託でまとめて報酬。歯科医師会からの委託料
健康保険における初診料相当額に準じて算定。以前は初診料の一部負担金相当をもらっていた。社保本人が¥ 100の時代、あまりにも低料金とすることで先方から値上げの提示があり¥ 1000となった
健診業者にまかせているのでわかりません
健診費3000円/人、歯科医師派遣費10000円/人、交通費3~5000円/回、報告書¥10~15000円など
健診料+歯科医師・スタッフ派遣料+通信・報告書(巡視)+交通費
歯科医師会での健診費用(一般)に報告書製費を含め 3850円。事業所出向については半日、1日(交代番)あるも出向として55000円を設定(健診結果、及び報告書作成費含む)
受診者1名3000円、歯科医師手当10000円/日、スタッフ手当3000円/日、交通費、報告書等あわせて15000円
受診者1人あたり3000円、交通費1キロ30円、巡視・報告書作成等5000~15000円、歯科医師派遣料10000円、歯科衛生士派遣料3000円
受診者1人あたり5000円のみ、交通費などは一切とっていない
受診者5人まで50000円、1人増える毎5000円、報告書作成費20000円(税別)、交通費実費
受診者一人あたりで算出
巡視及び歯科医師派遣料10000円(税別)~、報告書、雑費10000円(税別)~、診断料3000円(税別)~、交通費(実費)1000円(税別)~、スタッフ派遣料(帯同した場合)3000円(税別)~
奈良県歯科医師会、HP記載による10名まで50000円、追加4000円/人
半日拘束10万円(事業所に訪問)、個別来院3000円/人、交通費込み
一人3000円、交通費30円/kmプラス高速料金、D r派遣10000円、報告書4000円、D H派遣6000円
職寄>作申+代通
費用3000円、報告書製費500円としています
訪問して集団→10名まで50000円(税別)、10名超え4000円/名、個別健診→4000円/名(税別)、※交通費、報告書製費は無料
労働衛生機関からの派遣のため不明
歯科医師出張料、1人単価、交通費、報告書や別途通知票がある場合はその費用

表3. あなたは以下の期間と何でも相談できる関係にありますか

	回答数	はい	いいえ	無回答
1) 都道府県労働局	37	11	21	5
	100.0	29.7	56.8	13.5
2) 地域の労働基準監督署	37	16	17	4
	100.0	43.2	45.9	10.8
3) 産業保健総合支援センター	37	14	17	6
	100.0	37.8	45.9	16.2
4) 保健所	37	21	11	5
	100.0	56.8	29.7	13.5
5) 地域の保健センター	37	15	16	6
	100.0	40.5	43.2	16.2
6) 都道府県歯科医師会	37	25	10	2
	100.0	67.6	27.0	5.4
7) 群市区歯科医師会	37	25	8	4
	100.0	67.6	21.6	10.8

表4. 歯科特殊健診を行った際に、以下の割合はどの程度と考えますか

	回答数	平均 (%)	橘膝真席 \$ 々 々	
歯科特殊健診を行った際の割合	1) 健全(特記事項なし)	34	72.8	36.6
	2) 疑問型(要観察型)・迷ったとき	34	23.9	35.0
	3) 欠損がエナメル質内にとどまるもの	34	1.9	5.5
	4) 欠損が象牙質に達したものの	34	1.0	4.3
	5) 欠損が歯髄または歯髄近くにまで及んだもの	34	0.3	1.1
	6) 歯冠部が大きく(およそ2/3以上)欠損したものの	34	0.1	0.8

表5. 歯科特殊健診を実施する際に気になっていること、困っていること

1000人規模の事業所。特殊健診が年2回、それぞれ2日間。そのうち歯科健診該当が113名。ラインを停めないように113名が2日間にわたり均等な時間割で受診する。非常に効率が悪い。酸を扱う部署があるが、使い方が全く違うようなのでぜひ巡視したいが現在交渉中

E0、E1で職業性なのか違うのかの判断がつかない。いろいろと問診で聞いてはいるが、中にはあまり答えてくれない方もいる。それと明らかなリエスがあった場合、言うべきかどうか迷ってしまう

依頼が特殊健診なのにどこまで一般歯科健診的なアドバイスをしてもよいのか悩みます

上記基準が担当する歯科医師ごとに異なったり、バラついたりしない様なシステム統一が必要。"バラつきのない"結果にしないと事業所に依頼されない

エナメル質の変化は経過を追わなければ判断し難い為、写真に残すばかりでなく、同じ診療者が継続し診断誤差を抑制するように心がけている。管理担当者には厚労省から発信される新たな情報を共有し、コミュニケーションをとるようにしている。また、問診票の内容の真偽を確認しやすくする為、受診者の一般歯科に関する相談でコミュニケーションをとるようにしている。産業医と異なり、産業歯科医は存在せず、労働衛生コンサルタントの立ち位置も異なる為、気を遣うことも多いと感じる。コンサルタントの存在を知らない人も多い上に内容の説明も難しいと思われる。

逆流性食道炎があったり、強炭酸飲料の嗜好があったり、職業業務によるものか、上記のような原因によるものか判断が付きにくい。事業所指定の受診票に記載することが多いが、虫歯、歯周病の診断と混同してしまっていることがある。また逆に歯科医師も酸蝕症など見たことない先生も多く、虫歯、歯周病と混同してしまうこともある。事業所の担当者より歯科対象となる酸類について問合せが来ることもあるが、調べても〇〇などとなり、不明瞭で困ります。作業内容や作業場などは教えていただけることはほとんどなく、酸蝕歯があるかみてくれればよいという依頼です。当方もあまり行いたくはないのですが、歯科健診と抱き合わせて実施しています。

産業医制度のようなものがなく、歯科医師の裁量にバラツキがあるのでは？職場巡視をされていないケースがあるのでは・・・？

歯科特殊健診において作業の現場の影響で酸蝕症が発生しているのか、作業の現場の影響と個々の作業着の嗜好（甘味、飲料など）の複数原因によるものか、個々の作業等の嗜好だけ個々の作業着の住環境などの原因なのか、判断に困る症例が見られました。また、酸蝕症の医科学的、客観的な基準をカメラによる画像（デンタルランタ）と AI分析で作成していただきたいです。これまでずっと思っていますが、日本の歯科のパノラマ画像（ラジカル、ランタ）は日々萎縮されています。これがビッグデータですか、この活用がされていないことが残念です

歯科特殊健診のマニュアルが都道府県ごとによって異なります。徳島県や兵庫県などいくつかの県は某先生が執筆されております。歯科特殊健診は地域性のあるものではないので、全国共通の診断基準（診断基準も重要ですが、それ以上に作業環境管理基準や作業管理基準も大切です）やマニュアルは必要と常感じております。※学校歯科健診ではマニュアルを作成して全国統一基準で実施しています

スクリーニングとして実施すると一部精密検査が必要になるという考え方をしたいが、精密検査の方法についてはあまり議論されていない。健診票の控えは自院で5年間の保存義務があるのか不明である。事業者が保存していれば良いのか。いかがしたらいいでしょうか。事業所と担当医（私）とで契約書を交わしていない

事業所に直接依頼された場合には、健康診断個人票を持参するので特に所見がなければ異常なしと署名で終了するが、県歯経由で依頼された場合には別に詳しく記入できるA4判の健診を持参する。何を意図としてこのような健診票を使わせるのか、記入についての具体的な指導もないので戸惑っている。ただし所見のある人はいないのでほとんど無記入で返している。日本歯科医師会から提供をうけた健診票だとのことだが、いまだによくわからない健診票です。

事業所に出向の場合健康管理室が設置されていない産業医執務室が狭かったりで健診場所設定に対して事前打ち合わせはしっかり行うようにしている

従来より全国レベルでの健診票などの統一が望まれる

特殊のみではなく一般的な歯科健診ができる体制があると良い

費用設定

もし、今後労働衛生コンサルタントの資格に合格したら労働衛生コンサルタントとして巡視はさせてもらえるのだろうか？

もしあればと思う設備は「歯牙表面を乾燥させる装置」歯科診療に使うエアースリンジの類です。それと、光量の大きなライト（ただし照点口径の小さいもの）。困っていること①職場に出入りする時の出入管理体制が企業、職域によって違いがあり、初めて訪問する時は大変です。②持ち込み器具のチェックが結構厳しい。③また、本人確認も企業によっては厳密さに差がある。④産業保健スタッフが「歯科」について知識がなさすぎる。例：医師が歯の歯数、歯種に無知

有害物質が何の製品のどの部分のどの工程で使用されるのか、詳細に聞かないとなかなか理解ができない。産業医が巡視している事業場では、事業者に助言、指導をするのをためらってしまう

私に関わっているのは、大企業で、長年半年に1度継続して特殊健診を実施していて、E以上を経験していません。半導体洗浄等使用料もかなり少ないようですが、健診時には局排装置のことや、保護具の話もして、（油断しないように）意識啓発したり、コメントにも残すようにはしています。が、健診する歯科医師によって違いがあるようで、キャリアレーションというか、特殊健診について学ぶ機会が必要と思います。また、まず他の日に現場を巡視できるとより良いと思うのですが、事業所側の意識も向上することを願います。今後、中小規模事業所でも健診が徹底して、歯科としても貢献できればと思います。

私個人は勤務医です。開始当初院長が色々決めておられそれに準じて現在も行っていますが、本来の健診内容となっているか？（現場巡視をするなど）疑問が残ります

表6.この事業場の主な業種

医薬	香料製造	製造業（石灰製品（生石灰、消石灰、タンカル、その他）
医薬品の製造	砂糖製造	製業
インフラシステム、電波システム	自動車アルミダイキャスト製品、押出形材製造	製業 研究
上水、下水処理施設の運転維持管理	自動車機器製造	製業
衛生用品製造	食品製造業	製業
液体化学薬品中継業	ステンレス銅管の量産、配管	製業
エレベーター等の塗装	製缶業（金属加工）	精練
化学	製造	素材
化学工業	製造業	断熱材製造
ガラス加工	製造業	電化製品製造業
硝子製造	製造業	乳製品製造
環境設備処理	製造業	半導体
漢方薬の研究ならびに製造	製造業	半導体製造
金材加工、製造	製造業	半導体製造
金属加工	製造業	ビル管理
金属製品製造	製造業	放射線標準の維持、供給事業
金属精練、電子新品製造	製造業	メッキ洗浄
金属精練	製造業	薬剤、注射剤の製造
金属精練、酸処理	製造業（PC、スマートフォンなどの最新のはんだ	薬剤の製造
金属の分析、製造業	製品の製造	リン酸製品の製造
研究、開発、電機	製造業（医薬品）	レジン製造業
研究開発	製造業（スプリンクラー製造）	
研究機関		
研究所		

表7.その有害物質はどのような業務で使われていますか

PH調整
エッチング、洗浄
覚はん作業、製造工程にて使われている
完成品の洗浄
管理、開発
希少金属の抽出
希少金属の抽出に
金属加工
金属加工の表面洗浄、廃液中の中和、研究開発（試作）
金属の残渣付着除去
金属の分析
金属メッキ等の処理
金属リサイクル、銅製錬工程
研究
研究、洗浄、加工
検査
検査、中和
合成原料
合成原料
材料や製品の分析、合成樹脂や化学製品の受託合成、電子材料や部品、複合材料

酸洗
酸洗
酸洗い
酸洗い
酸洗い
酸洗浄
酸を使用した試料調製、試薬調整（品質管理、試験）
試作の為、少量をドラフター内で使用
実験、研究
実験、洗浄
実験研究の際の溶液のp h調整、樹脂の洗浄作業
受診者に聞く限りでは仕切りの向こう側の被ばくしない場所に保管してあるのみで取り扱っていないとのことでした
上下水道などの水質検査（ドラフトチャンバー使用）
詳細不明のまま行っています。すみません
消毒、研究
シリカの表面処理とだけ教えてくれた
製品の洗浄
製品の表面処理
洗浄
洗浄
洗浄
洗浄
洗浄
素材製造
試液調製、理化学試験など
試液調製など
調液、混合充てん
調合、解析化学研究、生物化学研究
銅管の洗浄、前処理
廃液処理
はんだ製造課程
半導体製造業務
半導体製造業務 De-Cap
病理検査室
分析、研究
分析及び溶解
分析室でのサンプリング業務
放射性医薬品の製造工程における品質試験
熔練工程
汚泥の分析、処理など
リン酸製品の製造、リン酸、難燃剤の製造

表 8. 過去に歯科特殊健診の実施後を含め、作業管理に関わる事項について、事業場の担当者
者に助言、指導をしたことはありますか

風上（空調機器）での作業に心がける
作業姿勢・保護具・照明
作業時の姿勢（メッキ槽に近づきすぎない）
産業医として職場巡視の際に作業手順や物質の使用量・使用頻度につき確認を行った
酸欠による事故に対しての予防策等助言、指導したことはある
視野確保の難しさが作業の安全性確保の難しさにつながることを理由にゴーグル装着が拒まれたが、コロナ禍であったことから、フェイスシールドによる飛び跳ね回避の検討を提案
巡視時の報告書参照
職場巡視したときに防毒マスクの吸収缶について指導しました
全体換気をとらざるを得ない作業での保護具（マスク等、耳栓装着などの徹底）
直接には助言はありません。産業医と意見のすり合わせが必要なので産業医を通して指導します
ドラフター内の作業では、視野を確保の為に頭部を入れて覗き込まぬ様、姿勢に注意することを提案
防毒マスクの常時活用指示
保護具の管理、作業姿勢について
保護具の使用状況が同じ作業内容であるのに異なっていた
保護具の使用状況が同作業にもかかわらず異なっていた
保護具の使用状況が同作業にもかかわらず異なっていた
保護具の取り扱いについて
マスク、ゴーグルを着用するように助言した
マスク着用の徹底。特に作業時以外の機器メンテナンス時
メッキ工場の巡視、改善事業の経験あり。プッシュプル作業環境管理を指導した
有害物質取り扱いについて使用頻度等従事者意識が希薄である。作業認識教育の徹底
有害物質の廃棄ボックスのキャップの閉め忘れの指摘、マスクの着用について
ラベル表示の新製

表9. 過去に歯科特殊健診の実施後を含め、作業環境管理に関わる事項について、事業場の担当者に助言、指導をしたことはありますか

換気時間を長くし、気流を安定化させ、換気効率の向上を図ることを提案
局所排気、全体換気の装置が使用されていなかったり、ない作業場もあった
局所排気装置への工夫（上方吸引型と作業台の間を囲んでいる難燃性塩ビフィルムの長さを少し延長して囲い式のようになるよう変更
局排の関連UP
局排の関連増
局排の性能向上、囲いの必要性
局排のチェック（性能が保っているか？）必要ですよ
空気中の濃度測定とその評価、取扱いは原則、局所排気装置であるドラフト内での作業徹底
研究室でCO2センサー等危険を感知する機器も準備されているが、作業台上の生理を怠らず広いスペース確保に注意するよう提案
現場にはほとんどの人がおらず、自動で材料などが投入されており、作業環境に問題となるところは見られず。無機質な配管が多数あり
工場内の換気について
作業環境測定、騒音等評価確認
作業環境測定の結果第3管理区分について助言したことがある
作業現場において局排装置の位置、換気装置の方向の見直し及び点検の改善
産業医として職場巡視の際に作業環境についての確認を行った
実施後の事後措置として指導したことはありません。直接には助言はありません。産業医と意見のすり合わせが必要なので産業医を通して指導しま
重量物を運搬時の鉄製階段のスリップ防止対策について
巡視時の報告書参照
照明を増やす様助言→実際に作業していて暗く感じたので
全体換気、囲いの必要性
第三管理区分作業場に局排設置、囲いの必要性
短時間の作業でも局排などは稼働させること
痛風窓の設置
トリクロルエチレンで手を洗わないように指導
未健診だった研究部門者の健診を勧めた

表10. 過去に歯科特殊健診の実施後を含め、労働者の健康管理に関わる事項について、事業場の担当者に助言、指導をしたことはありますか

ある従業員が頭痛があるとのことで、有機溶剤もあつまっているとのことで、産業医に相談するようにすすめました
 一般健康診断もセットでやれば・・・
 局排装置フードの近くでの作業、保護具の顔面へのフィット等に注意する
 研究の場合、熱中しすぎて時間経過や周囲に気配りできない場合もある為、日頃から睡眠など健康に注意するよう提案
 健康教育に関して助言したことがある、歯周病について講話（全従業員対象）
 健診の回数が年1回であったので、6カ月以内ごとに実施する
 交替制勤務方式のため労働者の健康管理（口腔内を含め）には十分留意するよう助言
 コンサルタントとして受動喫煙防止について助言したことがある
 残業時間、夕食時間が遅い（9～10時）、睡眠時間5時間以下
 酸蝕症以外の所見に関する指摘があり、担当者から結果の取り扱いにつき相談を受けたことがあります
 歯科疾患も同時に見受けられるので、歯科受診勧奨
 歯科特殊健診を継続的にを行い、口腔に対する意識改善と事務系及び他の従業員に対する健診、相談につながっている
 耳鼻咽喉、呼吸器疾患の有無（聴力を含め）連携を看護師と確認
 就業時間終了後すみやかに口内洗浄するように
 重量物の運搬に伴う腰痛対策について
 巡視時の報告書参照
 じん肺について、騒音について
 ストレス等の対策について相談しやすい環境づくり
 直接には助言はありません。産業医と意見のすり合わせが必要なので産業医を通して指導します
 特に口腔内に所見も見られず、助言はしていません
 臭いは順応しやすく、経過時間とともに気づき難くなってしまうので、作業場には行った時の違和感にも注意を促すよう提案
 二交代勤務における生活習慣の改善について（肥満）
 歯肉の腫胞について口腔外科への紹介
 防護着の着方について素手で触れない様に
 問診時のど、目の痛みは作業環境の不備ですよ
 腰痛対策として作業姿勢の見直し

表11. この他に、この事業場で歯科特殊健診に従事して、気が付いたところ

4年前に新病院に移転したため、設備も最新となり問題はないと思う

以前は受診者より一般的な歯科に関する質問が多く、労働衛生機関からも簡単なアドバイスを求められていたが、近年は受診者が歯科特殊健診について理解しており、業務について質問するなど特殊健診に専念できるようになった。企業の担当保健師さんは以前と同じで理由はわかりません

化学物質の混合液を使用とのことでそれについても SDS作製を指示
 必ず個人の一般健診の結果を用意してもらい、生活習慣について歯科口腔保健からの指導を実施（早食いと肥満とか）
 局排の点検はしていない
 勤務が多いと聞いているので周辺部に歯科医院がある間に治療を終了しておくようアドバイスしている
 契約書がなく健診にあたっている。なあなあでやっている。
 研究室は恵まれた環境と思われるからこそ、個人の振る舞いに係る作業管理が大切になるケースが多いと思われた
 健診の都度、職場の巡視を実施するが、三管理が実施され理想的な環境を維持している
 口腔に対する意識向上につながっている
 この手の企業には「立ち入り禁止」の部屋が異様に多い。半導体製造業の作業員には「肥満」が多い。産業医に聞くと「ストレスの為、食べ過ぎる」とのこと。また、アルコール量も多い
 作業環境測定結果（第一管理区分～良好）を過信気味
 作業従事者が固定しており、健診に対する意識向上につながっている
 産業歯科医（歯科特殊健診の担当医）の普及。歯科特殊健診の情報発信されているところが少なく、企業どこに依頼すれば良いか迷っておられる状況
 指摘に対して可能な変更を行い、PDCAサイクルが行われることに、従事者も前向きでいるように思われました

地元労基署の理解が不足していて話が続かない
地方ではそもそも歯科特殊健診を実施する医療機関を探すのが困難であり、かつその質にバラティがあるように感じます（様式が統一されていない）。使用物質に従い、一律、要健診としている点。作業環境や使用量・頻度による適用除外につき、検討されてもよいと考えます。一般健診を同時に行う医療機関があり、かつ社員もそれぞれ期待して受診している様子がある点
特殊健診の該当者が全員受診したが、希望者のみ一般健診に比べてう蝕や歯周病の所見が多く見られた。酸と歯の関係を知らない人がほとんどだった
とにかく現場には人がおらず、機械と配管のみで巡視したときは、現場には誰一人会いませんでした……。 (機械室以外では作業者とは会いましたが……)
匂いがとても強い
日本の企業がいかにも海外展開しているかを知った。海外からの研修社員の多いことに驚いた。産業歯科医にも外国語教育が（専門用語含む）必要だ。海外出張（長期）が多いので、出張前に治療を終了しておくようアドバイスをしている（ほぼ全企業対象に）
派遣社員も多く、歯科医師による特殊健診よりもまずは口腔内の改善（材能修得）が必要な者も多い
ヒヤリハットによる器具の破損、交通事故対策
分析業務でしかも毎日行っているわけでもないが、それでも特殊健診を受けなくてはならないのは気の毒のようにも思える。法律上仕方ありませんけど。
毎回受診者が異なるため、経年変化がわからないので診断に迷うこともある
有機溶剤や特化物も取り扱っており、それらの作業環境管理、作業管理を指導・助言することは結果的に酸などの有害物質に対することも含まれていることが多い

図1. 事業場における有害な業務に従事する労働者に対する歯科医師による健康診断（以降、歯科特殊健診とする）を担当している事業場はありますか？

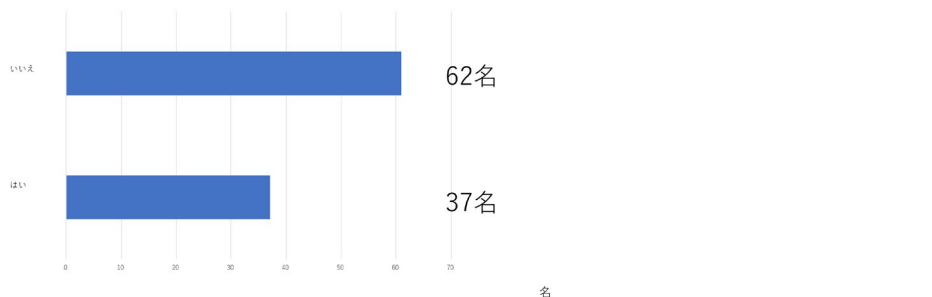


図2. 最も長く歯科特殊健診を実施している事業場は、いつ頃から担当していますか？

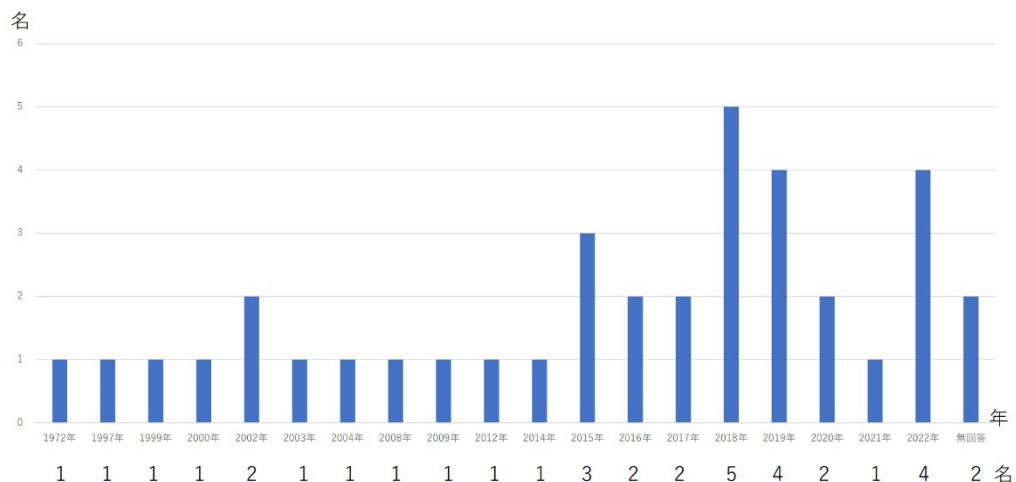


図3. 歯科特殊健診と一般の歯科健診を同時に実施することはありますか？

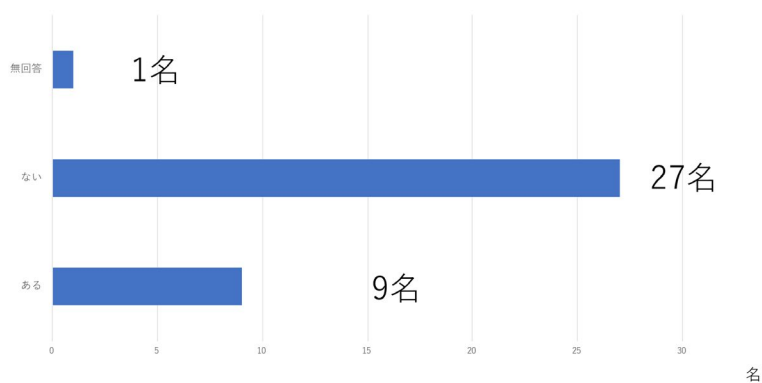


図4. 歯科特殊健診を実施するための研修会を受けたことはありますか？

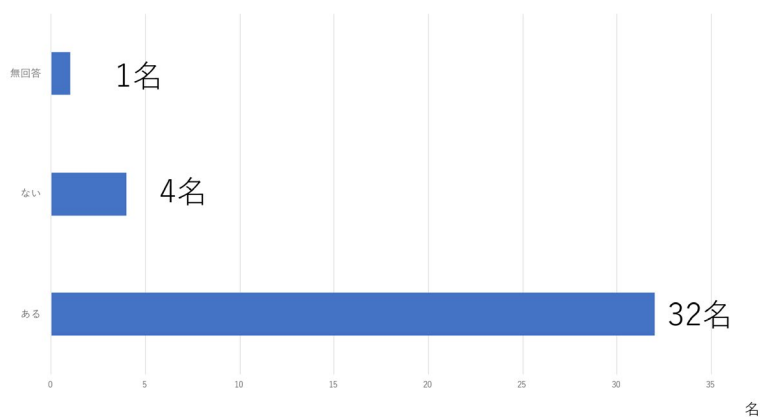


図4-1. 「設問4で「ある」と回答したものが集計対象
歯科特殊健診を実施するための研修を受けた機関（複数回答）

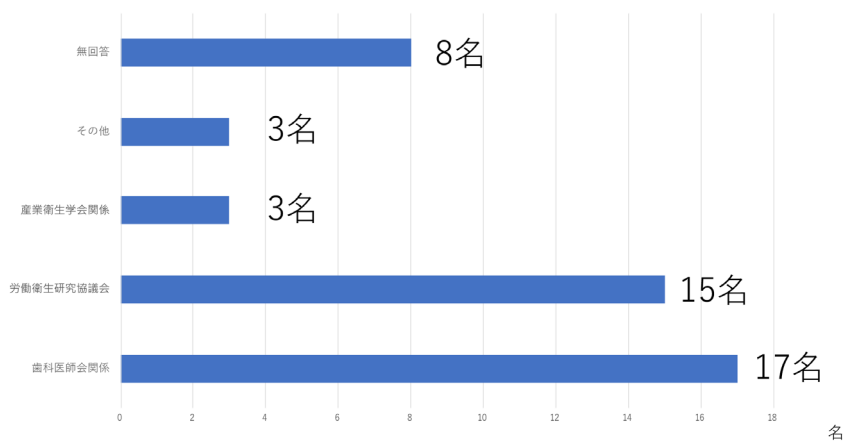


図5. 労働衛生コンサルタントの資格は持っていますか？

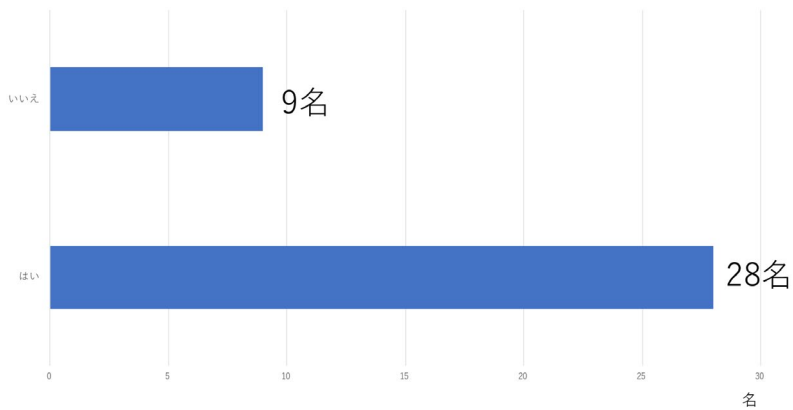


図6. 歯科特殊健診はどのように実施していますか？（複数回答可）

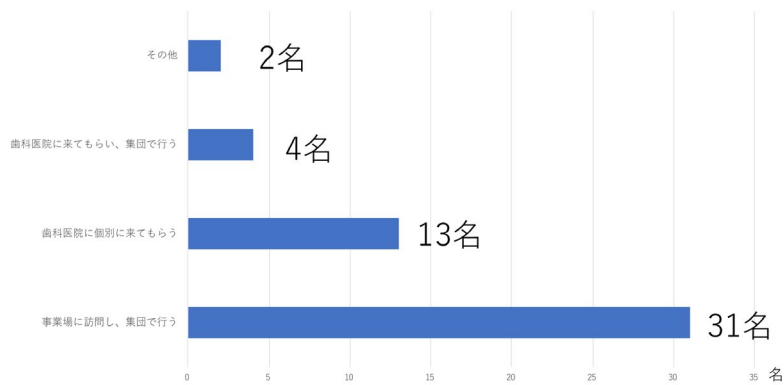


図7. 歯科特殊健診を実施する際、問診票を用いていますか？

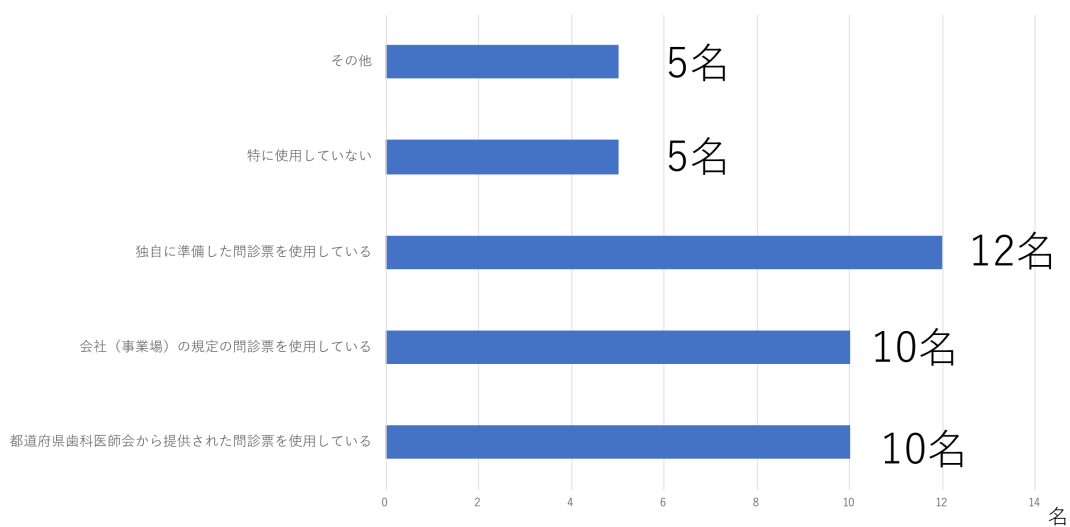


図8. 歯科特殊健診時に口腔内写真を撮影していますか？

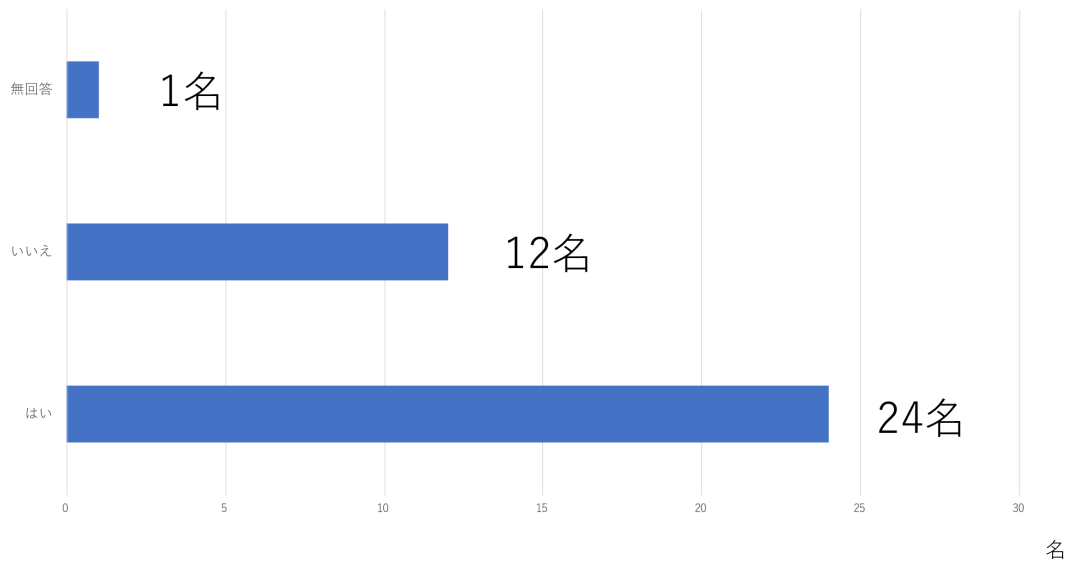


図9. 歯科特殊健診受診者の作業現場の巡視を実際に行っていますか？

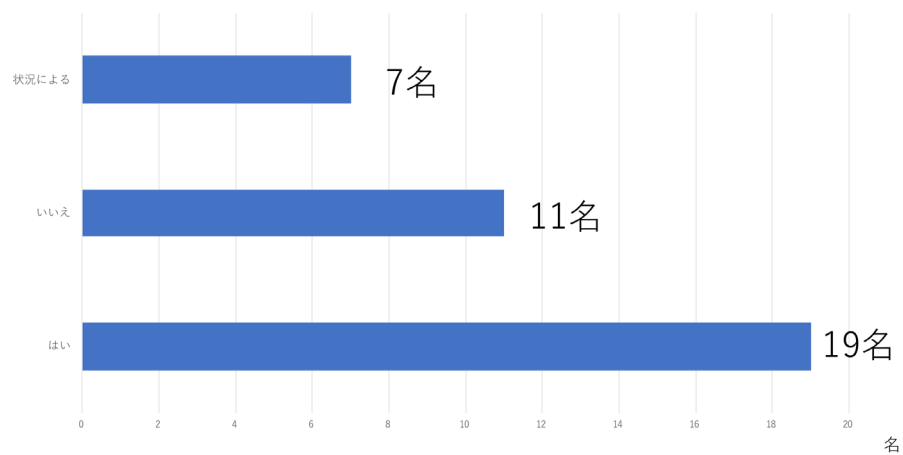


図10. 作業現場の巡視により、事業場の職場管理に反映してもらった事項はなにかありますか？

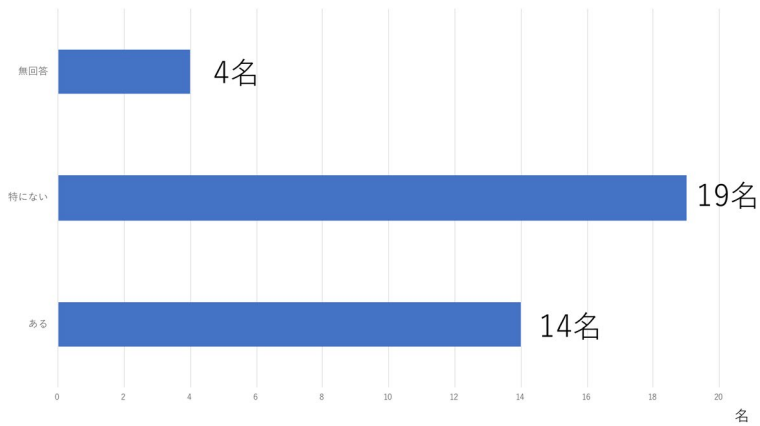


図 1 1. 歯の酸蝕症の基準はどのような健診基準で行っていますか？

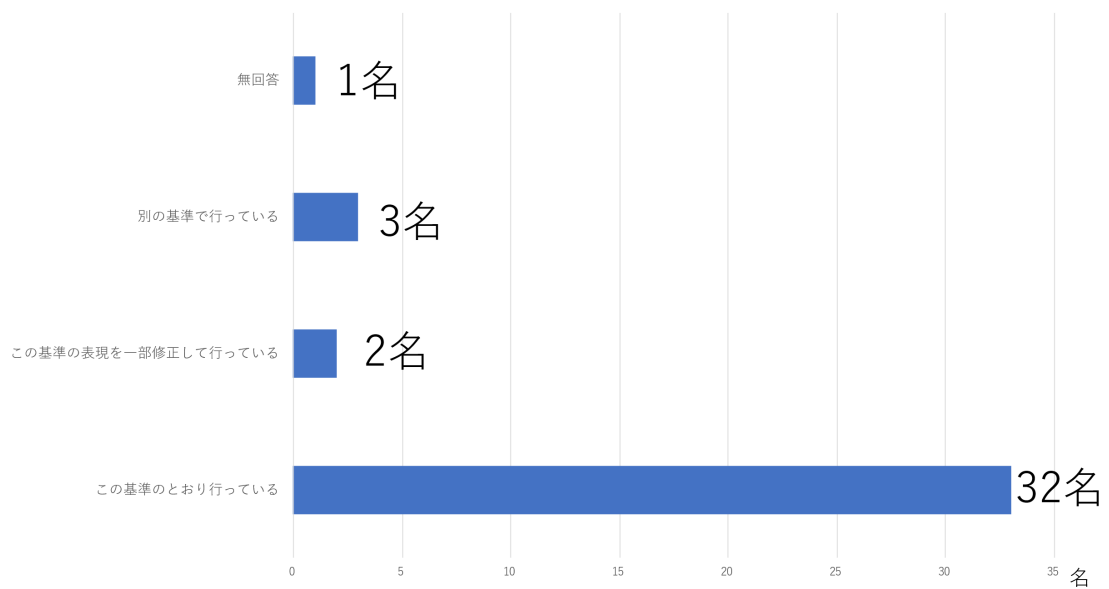


図 1 2. いつからこの事業場の特殊健診を担当していますか？（西暦）

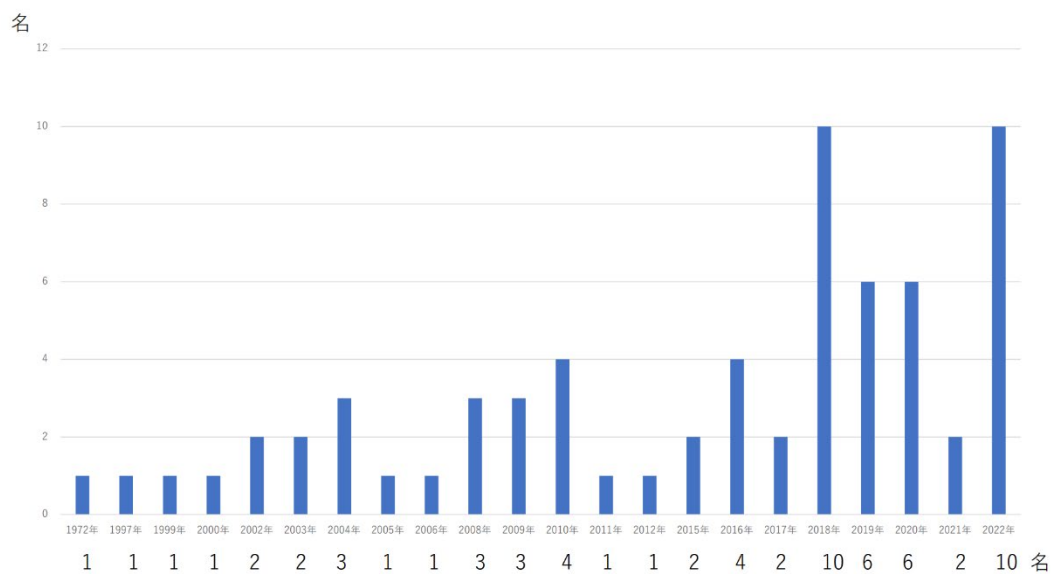


図13. この事業場の歯科特殊健診を担当することになった経緯を選んでください。

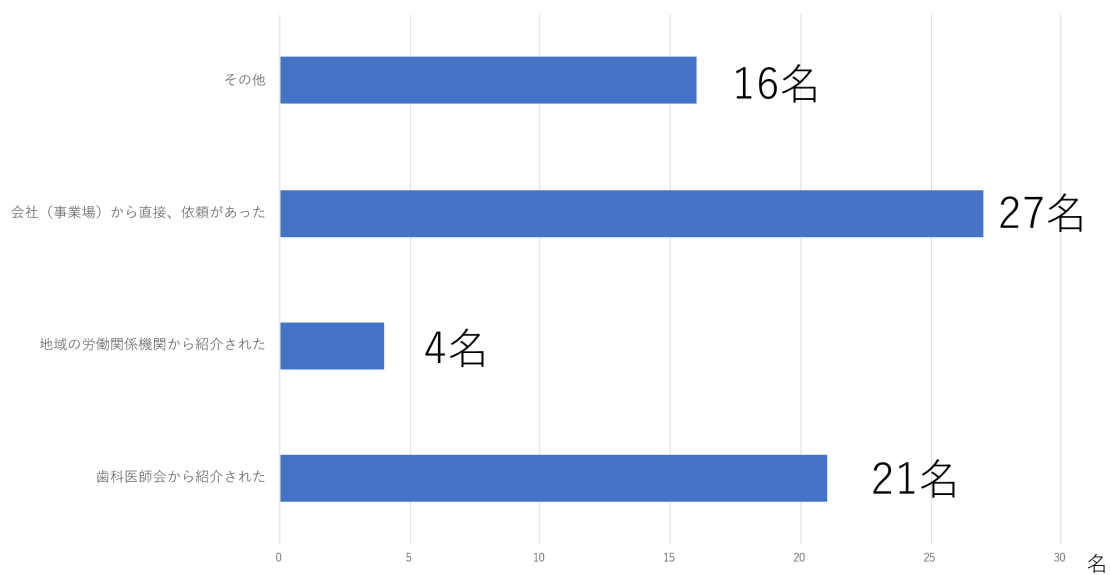


図14. この事業場で取り扱っている主な有害物質を選んでください。（複数回答）

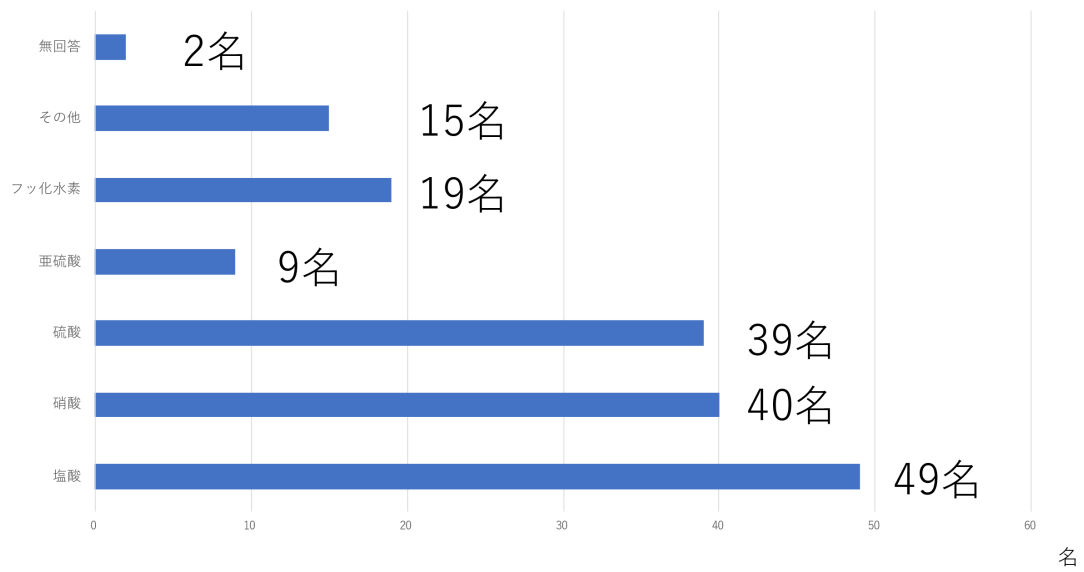


図15. この事業場の作業現場の職場巡視を実際に行っていますか？

